産業建設常任委員会資料
産業文化部　農政課

議案第６３号
宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

資料３　特定園芸施設の耐用年数について

特定園芸施設の区分	ガラス室		プラスチックハウス					
	Ⅰ類（木造）	Ⅱ類（鉄骨）	Ⅰ類（木竹）	Ⅱ類（パイプ）	Ⅲ類（鉄骨下）	Ⅳ類甲（鉄骨中･軟）Ⅳ類乙（鉄骨中･硬）	Ⅴ類（鉄骨上）	Ⅶ類（多目的ネットハウス）
耐用年数	5年	14年	5年	10年	14年	14年	14年	14年
特例適用年数	13年以上	35年以上	13年以上	25年以上	35年以上	35年以上	35年以上	35年以上

※特定園芸施設の区分

ガラス室Ⅰ類（木造）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類（木竹）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ骨格の主要部分が木材又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類（パイプ）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類（鉄骨下）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプによって造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ骨格の主要部分が断面係数1.31㎤以上の鋼材又はアルミ材によって造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）	主としてプラスチックフィルム（耐風速50m/s（ただし過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる）以上または耐雪荷重50kg/㎡以上の強度を有する施設以外の施設にあっては、硬質フィルムに限る）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数1.31㎤以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの

プラスチックハウスⅤ類 （鉄骨上）	次のいずれかに該当する施設 (1)屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2)屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s（ただし、過去の最大風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる）以上又は耐雪荷重 50kg/㎡以上の強度を有するもの
プラスチックハウスⅦ類 （多目的ﾈｯﾄﾊｳｽ）	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱、及び中吊り柱）が鋼線により接続されている鋼材、アルミ材、又はコンクリートにより造られている施設

※特例適用年数…改正後条例第 85 条第 2 項第 6 号に定める農林水産大臣が定める年数